

議案第60号

石岡市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月8日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

道路構造令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するため。

石岡市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

石岡市市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年石岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「，自転車通行帯」を加え，同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第5条第7項中「令第41条第1項」を「令第42条第1項」に改める。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には，車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては，停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には，安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては，車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は，1.5メートル以上とするものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は，当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「第4種の道路」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメートルであるもの」を加え，同条第2項中「歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメー

ルであるもの」を加え、同条4項中「令41条第1項」を「令第42条第1項」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第31条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第40条中第1項及び第2項中「第8条」の次に「，第8条の2第3項」を加える。

第41条第3項及び第42条第2項中「令41条第1項」を「令第42条第1項」に改める。

第44条を第45条とし、第43条を第44条とし、第42条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、石岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年石岡市条例第30号）に定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新築又は改築の工事を行っている道路については、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は適用しない。この場合において、当該部分に関しては、なお従前の例による。